

昭和五十四年法務省令第五十三号

土地家屋調査士法施行規則

土地家屋調査士法（昭和二十一年法律第二百二十八号）第九条第一項、第十条及び第十八条の規定に基づき、並びにこの法律を実施するため、土地家屋調査士法施行規則（昭和二十一年法務府令第九十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 土地家屋調査士試験等
第一節 土地家屋調査士試験（第二条—第七条）
第二節 土地家屋調査士となる資格の認定（第八条）
第三節 民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の認定（第九条—第十三条）
第三章 登録（第十四条—第十七条の二）
第四章 土地家屋調査士の義務（第十八条—第三十五条の六）
第五章 土地家屋調査士法人（第二十九条—第四十二条）
第六章 懲戒（第三十五条の七—第三十七条）
第七章 土地家屋調査士会（第三十八条—第四十二条）
第八章 日本土地家屋調査士会連合会（第四十三条—第四十三条の三）
第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会（第四十四条—第四十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 土地家屋調査士試験、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の資格及び能力の認定、登録、事務所、帳簿、書類及び業務執行、土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の事務所及び業務執行並びに公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）の設立及び業務執行については、土地家屋調査士法（昭和五十四年政令第二百九十八号）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるとところによる。

第二章 土地家屋調査士試験等

第一節 土地家屋調査士試験

（試験期日等の公告）

第二条 法務大臣は、土地家屋調査士試験（以下「試験」という。）の期日、場所その他の試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ官報をもつて公告する。

（受験手続）

第三条 試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前六月以内に撮影された縦四・五センチメートル、横三・五セン

チメートルの無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）かつ正面半身の背景のないもの。以下同じ。）及び申請者が法第六条第五項第一号の資格を有する者であるときは、その資格を証する書類を添えて、試験を受けようと/or>する地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。

（試験の運用）

第四条 受験者は、指定された時刻までに試験場内の試験室に出席せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けと/or>ることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

（試験の運用）

第五条 法務大臣は、不正の手段によって試験を受けようとし、又は受けた者に対しても試験を受けと/or>ることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

（試験の運用）

第六条 法務大臣は、不正の手段によって試験を受けようとし、又は受けた者に対しても試験を受けと/or>ることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

（試験の運用）

第七条 受験者は、指定期間までに試験場内の試験室に出席せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けと/or>ることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

（試験の運用）

第八条 法第四条第二号の規定による法務大臣の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、付録様式による申請書を、その所属府の長（退職している場合は、退職時の所属府の長とする。以下同じ。）を通じて、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。

（試験の運用）

第九条 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなかつた場合においても、返還しない。

（試験の運用）

第十条 法第三条第二項第一号の規定による法務大臣の指定は、同号の法人（以下「研修実施法人」という。）の申請により行う。

（試験の運用）

第十二条 研修実施法人は、前項の申請をしようとするときは、前条に規定する基準に適合する研修の日程、内容、修了の要件その他研修の実施に関する計画を記載した書面を添えて、申請書を法務大臣に提出しなければならない。

（試験の運用）

第十三条 法第三条第一項第一号及び第五号に規定する筆界（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十九条第一号及び第二号において同じ。）に関する知識

（試験の運用）

第十四条 法第三条第一項第一号及び第五号に規定する業務を行なうのに必要な測量に関する知識及び能力

（試験の運用）

第十五条 法第三条第一項第一号及び第五号に規定する業務を行なうのに必要な測量に関する知識及び能力

（試験の運用）

第十六条 法第三条第一項第一号及び第五号に規定する業務を行なうのに必要な測量に関する知識及び能力

（試験の運用）

第十七条 法第三条第一項第一号及び第五号に規定する業務を行なうのに必要な測量に関する知識及び能力

（試験の運用）

（合格者の公告等）

第五条 法務大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付し、その氏名を官報をもつて公告する。

（研修）

第六条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第七条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第八条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第九条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十二条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十三条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十四条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十五条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十六条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十七条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十八条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第十九条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第二十条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第二十一条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

第二十二条 法第三条第三項第一号の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（研修）

したときは認定証書を交付し、同項の認定をしないものとしたときはその旨を通知する。

（第三節 民間紛争解決手続代理関係業務を行なうのに必要な能力の認定）

3 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。 (認定者の公告等)
第十三条 法務大臣は、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者に認定証書を交付し、その氏名を官報をもつて公告する。
第三章 登録
(土地家屋調査士名簿)
第十四条 土地家屋調査士名簿は、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)の定める様式により調製する。
2 土地家屋調査士名簿には、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。
一 氏名、生年月日、本籍(外国人にあっては国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)、住所及び男女の別(登録番号)
二 調査士となる資格の取得の事由及び年月日並びに登録番号
三 事務所の所在地及び所属する土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)
(登録申請)
第十五条 登録申請書は、連合会の定める様式による。
2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 調査士となる資格を有することを証する書面
二 申請者の写真
三 次に掲げるいずれかの書類
イ 本籍の記載のある住民票の写し
ロ 抄本又は戸籍記載事項証明書
ハ 申請者が外国人であるときは、国籍等の記載された外国人住民(住民基本台帳法昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。)
(変更の登録の申請等)
第十六条 法第十三条第一項の変更の登録の申請及び法第十四条の規定による変更の届出は、連合会の定める様式による書面でしなければならない。
(登録に関する通知)
第十七条 連合会は、土地家屋調査士名簿に登録をしたときは登録事項を、登録を取り消したと

きはその旨を、遅滞なく、当該調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。
2 連合会は、所属する調査士会の変更の登録をしたときは、当該調査士の従前の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長にその旨を、新たな事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に登録事項を、遅滞なく通知しなければならない。
3 連合会は、変更の登録(所属する調査士会の変更の登録を除く。)をしたときは、その旨を、遅滞なく、当該調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。
(心身の故障の届出)
第十七条の二 法第十六条第二項に規定する法務省令で定める場合は、当該調査士が精神の機能の障害を有する状態となり調査士の業務の継続が著しく困難となつた場合又は二年以上の休養を要することとなつた場合とする。
2 法第十六条第二項に規定する届出は、その旨を記載した届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付して行わなければならぬ。
(事務所)
第十八条 調査士は、二以上の事務所を設けることができない。
(表示)
第十九条 調査士は、調査士会に入会したときは、その調査士会の会則(以下「会則」といいう。)の定めるところにより、事務所に調査士の事務所である旨の表示をしなければならない。
2 調査士会に入会していない調査士は、前項の表示又はこれに類する表示をしてはならない。
(書類等の作成)
第二十条 調査士は、依頼者に交付し、又は官庁に提出すべき書類(民間紛争解決手続代理関係業務に關するもの)を依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。
2 調査士は、法第三条第一項第四号若しくは第六号(第四号に関する部分に限る。)に規定する業務又は民間紛争解決手続代理関係業務についての事件の依頼を承諾しないときは、その理由書を交付しなければならない。
(依頼の拒否)
第二十一条 調査士は、依頼(法第三条第一項第四号及び第六号(第四号に関する部分に限る。)に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。)を拒んだ場合には、依頼者の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。
(依頼誘致の禁止)
第二十二条 調査士は、不當な手段によつて依頼を誘致するような行為をしてはならない。
(依頼の拒否)
第二十三条 調査士は、前項の規定による届出があつたときは、その旨をその調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。補助者を置かなくなつたときも、同様とする。
(補助者)

じめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方針その他の報酬の基準を示さなければならぬ。
(他人による業務取扱いの禁止)
第二十二条 調査士は、他人をしてその業務を取扱わせてはならない。
(調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。
2 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の調査士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなつたときも、同様とする。
(補助者)
第二十三条 調査士は、前項の規定による届出があつたときは、その旨をその調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。
(領収証)
第二十四条 調査士は、不当な手段によつて依頼を誘致するような行為をしてはならない。
(依頼誘致の禁止)
第二十五条 調査士は、依頼(法第三条第一項第四号及び第六号(第四号に関する部分に限る。)に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。)を拒んだ場合には、依頼者の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。
(依頼の拒否)
第二十六条 調査士は、依頼者に交付し、又は官庁に提出すべき書類(民間紛争解決手続代理関係業務に關するもの)を依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。
(書類等の作成)
第二十七条 調査士は、依頼者から報酬を受けたときは、領収証正副二通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して依頼者に交付し、副本は、作成の日から三年間保存しなければならない。
(領収証)
第二十八条 調査士は、連合会の定める様式により事件簿を調製しなければならない。
2 事件簿は、その閉鎖後七年間保存しなければならない。
(事件簿)
第二十九条 調査士は、連合会の定める様式により事件簿を調製しなければならない。
2 事件簿は、その閉鎖後七年間保存しなければならない。
(事件簿)
第三章 土地家屋調査士法人
第一節 調査士法人の業務の範囲
一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行つ者を補助する業務
二 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務
三 調査士又は調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第三十三条の二第一項に規定する特定業務
五 法第三条第一項各号及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

号) 第二条第一項に規定する電子署名であつて、連合会が発行する当該電子署名に係る電子証明書又は連合会が提供する情報に基づき発行された当該電子署名に係る電子証明書(法務大臣が指定するものに限る。)により当該電子署名を行つた者を確認するため用いられる事項が当該者に係るものであることを証明することができるものに限る。)を行わなければならぬ。
(報酬の基準を明示する義務)
第二十一条 調査士は、法第三条第一項各号に掲げる事務を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方針その他の報酬の基準を示さなければならぬ。
(他人による業務取扱いの禁止)
第二十二条 調査士は、他人をしてその業務を取扱わせてはならない。
(調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。
2 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の調査士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなつたときも、同様とする。
(補助者)
第二十三条 調査士は、前項の規定による届出があつたときは、その旨をその調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。
(領収証)
第二十四条 調査士は、不当な手段によつて依頼を誘致するような行為をしてはならない。
(依頼誘致の禁止)
第二十五条 調査士は、依頼(法第三条第一項第四号及び第六号(第四号に関する部分に限る。)に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。)を拒んだ場合には、依頼者の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。
(依頼の拒否)
第二十六条 調査士は、依頼者に交付し、又は官庁に提出すべき書類(民間紛争解決手続代理関係業務に關するもの)を依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。
(書類等の作成)
第二十七条 調査士は、依頼者から報酬を受けたときは、領収証正副二通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して依頼者に交付し、副本は、作成の日から三年間保存しなければならない。
(領収証)
第二十八条 調査士は、連合会の定める様式により事件簿を調製しなければならない。
2 事件簿は、その閉鎖後七年間保存しなければならない。
(事件簿)
第三章 土地家屋調査士法人
第一節 調査士法人の業務の範囲
一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行つ者を補助する業務
二 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務
三 調査士又は調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第三十三条の二第一項に規定する特定業務
五 法第三条第一項各号及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離れた者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日法務省令第三四号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和二年七月二日法務省令第四号）

この省令は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行日（令和二年八月一日）から施行する。ただし、改正後の司法書士法施行規則第六条の規定は令和三年度以降に行われる司法書士試験について、改正後の土地家屋調査士法施行規則第四条及び第七条の規定は令和三年度以降に行われる土地家屋調査士試験について、それぞれ適用する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の司法書士法施行規則第三十条第二項及び土地家屋調査士法施行規則第二十八条第二項に規定する保存期間がこの省令の施行の際既に経過していた場合におけるその保存期間については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月二九日法務省令第一四号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にされた筆界特定の申請並びに不動産登記規則第二百四十七条第一項及び第七項の申出については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第二百十一条及び第二百四十七条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第二条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第二条第二項（第三条において準用する

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離れた者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日法務省令第三四号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和二年七月二日法務省令第四号）

この省令は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行日（令和二年八月一日）から施行する。ただし、改正後の司法書士法施行規則第六条の規定は令和三年度以降に行われる司法書士試験について、改正後の土地家屋調査士法施行規則第四条及び第七条の規定は令和三年度以降に行われる土地家屋調査士試験について、それぞれ適用する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の司法書士法施行規則第三十条第二項及び土地家屋調査士法施行規則第二十八条第二項に規定する保存期間がこの省令の施行の際既に経過していた場合におけるその保存期間については、なお従前の例による。

場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月一九日法務省令第二四号）

この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

付録様式（第8条第1項）

付録様式（第8条第1項）		
土地家屋調査士資格認定申請書		
年 月 日	氏 名	
私は、土地家屋調査士法第4条第2号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第8条第1項及び第2項の規定により申請します。		
写 真		年 月 日撮影
(ふりがな)名	年 月 日生	男 女
本 籍		
住 所	(〒)	
事 務 所	設置予定期	
業務開始の予 定 日		

（この用紙の大きさは、日本画表規格A4判4番とする。）